

# 信用保証制度のご案内 平成23年度版 (平成23年8月現在)



©光プロダクション

## 大分県信用保証協会 [www.oita-cgc.or.jp](http://www.oita-cgc.or.jp)

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号

総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL 097-532-8336	FAX 097-538-0862
	企画情報課	TEL 097-532-8327	FAX 097-538-0872
保証部 (大分県中小企業会館2階)	保証一課	TEL 097-532-8246	FAX 097-538-0871
	保証二課	TEL 097-532-8247	FAX 097-538-0865
	保証事務課	TEL 097-532-8265	FAX 097-538-0871
	経営支援課	TEL 097-532-8295	FAX 097-538-0865
管理部 (大分県信用保証協会 別館2階)	管理・再生支援課	TEL 097-532-8296	FAX 097-538-0896
	管理事務課	TEL 097-532-8297	FAX 097-538-0896

# 大分県信用保証協会の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類	概要	借入限度額 ( )は組合	資金用途	保証期間	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用	
							会計	担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
無担保無保証人保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	0.86		
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)	○	○
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~2億円	運転 設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に 必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
根保証	手形割引	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
	手形貸付					0.45~1.90(表1)	○	○
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月	金融機関 所定利率	0.41~1.86(表4)	○	○
追認保証	小口の資金をお急ぎのときに (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
開業保証	独立開業される方	500万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15 (弾力化の対象では あるが財務諸表(貸借対照表) がないため)		○
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75	○	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外:100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に 支障が生じている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.80	○	
条件変更対応保証 (平成24年3月31日まで)	公的金融と取引のない中小企業者が 返済負担の軽減を図りたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	借換対象貸付 の決済資金に 限る	お問い合わせください		0.88 (保証金額に対し2.20)	○	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	1,000万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○	
	創業関連保証							
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき、並 びに事業を開始した日以後5年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新 計画に従い経営革新のための事業を行おうとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	○	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機 関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内) 0.65 普通保証(1億円超) 0.75	○	
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債) で資金調達を行いたい方	5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体 所定率	0.45~1.90(表1)	○	○
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権・棚卸資産を担保と して資金調達を行いたい方	2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.68	○	
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んで いる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	○	○
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろう とする中小企業が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	1.76	○	
一括支払契約保証 (部分保証:70%~50%)	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支払 債務を保証の対象にします。納入業者が保有する売掛 債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業者の資 金繰り円滑化を図りたいときに	10億円 (上限)	運転	1年	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率 (表2)に保証割合を乗じ た率(納入業者負担)		○
予約保証	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円 (小口零細利用時 500万円)	運転 設備	5年 (小口零細利用時 10年)	金融機関 所定利率	0.60~1.90(表13) (小口零細 0.70~2.20)	○	○
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を 行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1) (小口零細 0.86)	○	○
農工商連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に 従って、それを実施するための資金を必要とされる方	8億8,000万円 (12億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.68~1.35 (詳細はお問い合わせください)	○	○
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援計画に 従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15	○	○
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外 0.75 特別小口 0.80	○	○
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 1.15 責任共有対象外 1.35	○	○
おおいた産業活力支援保証	自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業 の3つのクラスター事業を行う方、または、3つ のクラスター事業へ新たに事業展開を行う方	8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.25~1.70(表14)	○	
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者 が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)	○	○
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者 が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
SS保証	迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要 な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、 3倍以上4倍未満の方は 1,000万円以内	運転 設備	7年 10年	商工貯蓄共済 融資貸付規程 による	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○	○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「貸書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。  
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。  
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

# 大分県の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類		概要	借入限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保	
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年(6か月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15(表5)	○ ○	
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設備	10年(1年)				
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	7年(6か月)	1年以内1.8 5年以内2.1 7年以内2.3 10年以内2.5	0.5~1.05(表10)	○ ○	
	無担保無保証人 貸 付				10年(1年)				0.70
中小企業 活性化資金	活性化融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確実と見込まれる方</li> <li>最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方</li> <li>直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確実と見込まれる方</li> <li>製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方</li> </ul>	8,000万円 (運転8,000万円 設備8,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~0.75 (表7)	○ ○		
			中小企業経営改善資金	特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再生・再建 5,000万円			運 転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)
	特定取引中小 企業者向け	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円						
創造的企業育成 支援資金	ものづくり産業特別融資	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.20	○	
					2億円 (上記融資限度額 と別枠)				設 備
チャレンジ 中小企業応援資金	新事業 展開融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	5,000万円	運 転 設 備	7年(2年) 10年(2年)		0.35(表8)	○ ○	
	ベンチャー サポート融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスグランプリ(一次審査通過)</li> <li>大分県トライアル発注制度</li> <li>グッドデザイン商品創出支援事業</li> <li>循環型環境産業創出事業</li> </ul>	5,000万円						
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)		0.70	○	
	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円						
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業をされる方又は創業後5年未満の方							
地域産業振興資金		主な融資対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>【進出企業取引促進融資】 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方</li> <li>【海外展開支援融資】 海外展開計画を作成して海外へ事業展開を図ろうとする方</li> <li>【省エネルギー等施設設置融資】 省エネルギー等施設の設置を行う方</li> <li>【災害復旧融資】 災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資</li> <li>【国際規格取得支援融資】 ISOやHACCPなどの国際規格の認証・承認を受けようとする方</li> <li>【環境保全対策融資】 環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方</li> </ul>	3,500万円 (7,000万円)	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	2.1	0.45~0.85 (表6) 災害復旧特別融資 0.45~0.55 (表9)	○ ○	
		ただし、地域 資源活用事業 振興融資は、 5,000万円 (7,000万円)	ただし、 環境保全 対策融資は、 12年(1年)	災害復旧 特別融資 1.8					
県制度のうちセーフティネットが適用された場合 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)							0.70 (0.30)	○	
県制度のうち東日本大震災復興緊急保証が適用された場合							0.80		

# 市町村の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類		概要	借入限度額	資金 使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年%)	保証料率(年)%	割引適用 会計 担保
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とするときや、開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	1.9	市が全額補助	○
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方						○
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円		7年 1,000万円を超えるものは10年(1年)	2.1	0.45~1.90(表1) (上記の内、市が7.5%~8.5%補助) (セーフティネット適用分は市が全額補助)	○
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月19日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1) (協会季節資金利用の場合は0.41~1.86(表4))	○
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6か月)	1.8	市が全額補助	○
	設備	10年(1年)		○				
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転	10年(6か月)	1.8	市が全額補助	○
	設備	10年(1年)		○				
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	600万円	運転	10年(1年)	1.8	市が全額補助	○
	設備	10年(1年)		○				
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	600万円	設備	10年(1年)	1.8	0.45~1.97(表12)	○
小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	500万円	運転	5年(6か月)	1.8	0.41~1.86(表4)	○	
設備	7年(6か月)	○						
年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運転	6か月	1.8	0.41~1.86(表4)	○	
中津市	高度情報化通信技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運転	6年	2.0	0.45~1.90(表1) (一部の業種等で市が全額補助)	○
	設備	6年		○				
	設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要資金		6年	○			
	環境保全施設設備資金	大気汚染、水質汚濁等に係る各種処理施設・機械等に要する資金	200万円	設備	6年	1.8	1.00	○
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関する資金		7年	○			
	経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等	200万円	運転	6年	1.8	0.45~1.90(表1)	○
季節資金	越盆・越年資金	200万円	運転	6か月	1.8	0.41~1.86(表4)	○	
日田市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	0.40~1.70(表11) (設備資金のみ市が全額補助)	○
	設備	10年(1年)		○				
	振興資金特別融資 (平成24年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	セーフティネット5号の対象業種であり、最近3か月の平均売上高が前年同期に比し10%以上減少している方(季節資金を除き、他の制度と合算で1,000万円以内)	1,000万円		10年	2.0 (市が3年間補助)	0.40~1.70(表11)	○
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転	7年(1年)	2.0	市が全額補助	○
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は35歳未満の方及び市内に入居して1年未満の方	500万円	設備	7年(1年)	2.0 (市が全額補助)	市が全額補助	○
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70(表11) (市が3割以内補助)	○
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転	10年(1年)	5年 2.40% 10年 2.65%	市が全額補助	○	
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70(表11) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○
	設備	7年(6か月)		○				
小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%)	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と併用の場合は合算)	運転	5年	2.0	個人 0.86 法人 0.40~1.70(表11) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○	
設備	7年(6か月)						○	
臼杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70(表11) (市が3/4補助)	○	
設備	10年(6か月)	○						
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	
設備	7年(6か月)	○						
豊後高田市	中小企業者事業資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転	5年	1.8	市が全額補助	○
	設備	5年	○					
季節資金	中小企業者が越盆又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月	1.8	市が全額補助	○	
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に住所し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転	10年(1年)	大分県 中小企業 振興資金に 準ずる	1.00 (市が1/2補助)	○
	設備	10年(1年)	○					
経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	
宇佐市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円	運転	5年(6か月)	大分県中小企業 振興資金に準ずる	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	
設備	1,000万円	7年(6か月)	○					
豊後大野市中小企業振興資金	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする設備資金	1,000万円	設備	10年(1年)	大分県中小企業 振興資金に準ずる	市が全額補助	○
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金						○

※ セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

※ セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

※ 大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり、保証料率が0.80%となるものもあります。

## 保証料率の決定方法について

- (1) 各保証制度で保証料率の定めがあれば、その料率となりますが、リスク考慮型保証料率（料率の弾力化）が適用となる保証制度については下記表をご参考ください。
- (2) 申込中小企業者がどの区分に該当するかについては、中小企業者の財務諸表等を用いて有限責任中間法人CRD協会が提供する中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により、該当区分を決定します。
- (3) 下記に該当する方は第5区分を適用します。
- ① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない方であって貸借対照表及び損益計算書がない方。
  - ② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方。
- (4) 各制度の信用保証料率より、さらに下記のような割引があります。

No	割引要件	具体的基準	割引幅
①	「中小企業の会計に関する指針」に関する割引	申込中小企業者の財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が公表した「中小企業の会計に関する指針」（平成18年4月改正版）のすべての項目について適用状況の確認を行ったことを示す書類（確認書類）の提出を受けたもの	▲0.1%
②	会計参与設置会社の割引	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（登記事項証明書等）の提出を受けたもの	▲0.1%
③	有担保保証の割引	有担保（物的担保）扱いにて保証したもの（セーフティネット認定時及び一部制度を除く）	▲0.1%

(注) 上記割引のうち、①「中小企業の会計に関する指針」に関する割引と②会計参与設置会社の割引の併用割引はできません。

表(リスク考慮型保証料率体系)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	該当制度	
表1	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	リスク考慮型基準保証料率 (責任共有対象保証料率)	
表2	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	小口零細企業保証	
表3	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	当座貸越、事業者カードローン 手形割引根保証	
表4	1.86%	1.71%	1.51%	1.31%	1.11%	0.96%	0.76%	0.56%	0.41%	益・年末保証(季節資金)	
表5	1.15%			1.00%			0.80%	0.60%	0.45%	大分県中小企業振興資金	
表6	0.85%			0.80%			0.60%	0.45%		大分県地域産業振興資金 大分県環境保全対策資金	
表7	0.75%			0.60%			0.45%			大分県中小企業活性化資金 大分県中小企業経営改善資金	
表8	0.35%									大分県中小企業経営改善資金(特定中小企業者) 大分県ベンチャーサポート資金	
表9	0.55%								0.45%	大分県地域産業振興資金(災害復旧特別融資)	
表10	1.05%			0.90%			0.70%	0.50%		大分県小口零細企業資金(普通貸付)	
表11	1.70%	1.57%	1.39%	1.21%	1.03%	0.90%	0.72%	0.54%	0.40%	別府市・日田市の一部制度、佐伯市制度 市町村特別小口融資保証	
表12	1.97%	1.79%	1.61%	1.43%	1.21%	0.99%	0.81%	0.63%	0.45%	別府市小規模企業者振興資金	
表13	—	1.90% (2.20%)	1.75% (2.00%)	1.55% (1.80%)	1.35% (1.60%)	1.15% (1.35%)	1.00% (1.10%)	0.80% (0.90%)	0.60% (0.70%)		予約保証(小口零細企業の場合)
表14	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	おおいた産業活力支援保証	

## ご利用いただける方

### ■企業規模要件

業種	製造業・建設業 運送業・その他	卸売業	小売業	サービス業	医療法人
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	—
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

◇個人—従業員数が該当すれば対象になります。(医業は従業員数100人以下)

◇法人—資本金または従業員数のいずれかが該当すれば対象になります。

◇組合—構成員の3分の2以上が該当すれば対象になります。

◇特例—ゴム製品製造業は資本金3億円以下・従業員数900人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は同3億円以下、同300人以下、旅館業は同5,000万円以下・同200人以下が対象になります。

### ■業歴要件

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象になります。

ただし、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

### ■区域要件

【個人の場合】… 住居または事業所のいずれかが大分県内にある方

【法人の場合】… 大分県内に本店または事業所を有する法人

ただし、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

### ■業種要件

◇ほとんどの業種が対象になりますが、許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。

◇ご利用になれない主な業種は次のとおりです。

\* 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所等

### ■その他

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません。

## 専門家派遣事業のご案内～あなたの経営課題を解決します！

本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまが、事業を継続する上で抱える各種課題に対して、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをする大分県信用保証協会独自の事業です。

#### ❖ 例えばこのような課題を抱えている方

販路開拓により売上を増やしたい・お店のレイアウトを見直したい  
従業員の接客態度、マナーを向上させたい・効果的なホームページを作りたい など

☞ 取扱期間 平成24年3月31日まで

☞ 派遣回数及び期間

① 一中小企業者に対して専門家を派遣することができる回数は原則3回までです。なお、必要がある場合は、更に2回の派遣を実施いたします（合計5回）。

② 専門家派遣における1回あたりの指導時間は、原則として3時間以上としています。

※相談内容を業務目的以外で使用することはございませんので安心してご利用ください。

※保証対象外業種への専門家派遣は行っておりません。また、ご相談の内容によっては、お断りする場合もございます。

**費用は無料です。まずはご相談ください！** 【お問い合わせ先】保証部 経営支援課